

須影一区水路堀浚い規約

(目的)

第1条 本規約は、須影一区自治会運営規約第5条に基づき、須影一区（以下「地区」と言う）の、市街化調整区域（一部市街化区域を含む）における主要な水路の適切な管理を行うため、堀浚い（以下「事業」と言う）を実施し地区の環境美化を図ることを目的とし、基本的事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 自治会長は、第1条の目的を達成するため、地区の水路を日常の生活排水や農業用に利用している世帯及び事業活動に活用している事業所並びに工場等に各々1名の参加を求め、参加者は自治会長の指示した水路をそれぞれ年1回以上堀浚いを行うものとする。

2 第2条第1項に定める世帯において、同一の敷地内に複数の親族世帯が生活する場合は1世帯とみなすものとする。

(負担金)

第3条 第2条第1項の事業に参加できない場合は、負担金として1回当たり2千円を地区に納めるものとする。

(免除)

第4条 高齢や身体的障害等により、事業への参加が明らかに困難であると自治会長が認める世帯の場合は、自治会長は第3条に定める負担金を免除することが出来る。

2 第4条第1項の免除を受ける場合には、様式1により予め自治会長に申し出るものとする。

(その他)

第5条 この規約に定めのない事項で疑義が生じた場合は、評議員会議に諮り決定する。

附則

須影1区・2区水路堀浚い規約は廃止する。

附則

この規約は、平成27年4月1日に制定し、同日施行する。

附則

この規約は、平成29年3月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

堀浚い免除申請書

平成 年 月 日の堀浚い（水路名： ）を下記の理由により欠席いたしますが、負担金を免除願いたく申請いたします。

なお、来年度以降の堀浚いについても、改善が見られなければ引き続き免除をお願いいたします。

記

理由

- 高齢
- 病気療養
- その他（ ）

※ いずれかにチェックしてください。

平成 年 月 日

須影一区自治会長様

組 氏名

平成 年 月 日実施の堀浚い（水路： ）の負担金免除申請について

- 承諾します。
- 承諾できません。

平成 年 月 日

様

須影一区自治会長